

議 事 録

第 17 期名護市農業委員会
第 36 回 総 会

令和 5 年 8 月 25 日 (金)

名護市農業委員会 第36回総会

開催日時 令和5年8月25日（金）午前10時00分～10時40分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	欠	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	○	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	◎	12番	仲原 由香里	◎

（農地利用最適化推進委員）

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	欠
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	欠
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	欠	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第211号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第212号 農地転用事業計画変更承認申請について
 - 第213号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第214号 農用地利用集積計画の意見決定について
 - 第215号 非農地証明願について

報告 農用地利用促進計画案に関する意見について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 11 番委員、12 番委員を指名致します。よろしくお願ひします。また、書記には事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 36 回名護市農業委員会総会」を始めます。議案第 211 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

(議案第 211 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 議案第 211 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

今月 2 件の申請となります。

整理番号 1 番 源河の 3 筆、登記地目はすべて田で。合計面積は 1,188 m²。従事者 3 名、従事日数は本人 80 日、妻 70 日、子 50 日、合計 200 日。規模拡大のための 3 条有償移転。予定作物はバナナ・パパイヤ・ハーブとなっております。譲受人の住所が市外ですが、既に源河での耕作をしているため、通うことは可能であります。

整理番号 2 番 三原の 1 筆、登記地目は田。面積 1,041 m²。従事者 1 名、従事日数 200 日。新規就農のための 3 条有償移転。予定作物はウコンとなっております。譲受人は市外出身ですが、現在は名護市在住となっております。従事可能であります。

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請については以上となります。

議長 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 異議なしでありますので議案 211 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 1 番から 2 番について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 212 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 212 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 212 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について今月 3 件申請がございます。

整理番号 1 番 源河の 1 筆、面積 522 m²、一般住宅の申請となっております。当初の計画ではキャンプ場の建設予定でしたが、許可後にコロナが収束せず源河川の利用者の激減によりキャンプ場の運営が困難になったため事業計画変更申請となります。

農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 5.8ha となっております。

整理番号 2 番 源河の 1 筆、面積 534 m²、一般住宅の申請となっております。当初の計画では資材置き場の建設予定でしたが、立地条件の良い別の土地が建設可能となり、事業の効率を考えた申請となります。

整理番号 3 番につきましては、農地法第 5 条と同時申請となっているため、のちほど併せてご説明させていただきます。

以上です。

議長 議案第 212 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について異議、質疑はございませんか。

委員 なし

議長 異議なしでありますので只今事務局より説明のありました、整理番号 1 番、2 番の源河の 2 筆の農地転用許可後の事業計画変更承認申請について可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(議案第 213 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 213 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 213 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 6 件の申請となります。

整理番号 1 番、こちらは議案第 212 号の事業変更の申請にあります整理番号 3 番と同時申請になります。

喜瀬の 1 筆、157 m²。転用目的が建売住宅で、所有権移転での申請となっております。当初の許可後のコロナ禍による資材高騰や提携協力会社の撤退などから、事業規模の縮小に伴い当初の計画を断念せざるを得ず、新たな譲受人へ引き継いでの申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団農地が 0.4ha となっております。

整理番号 2 番、宮里の 1 筆、面積 417 m²。転用目的は駐車場で所有権移転での申請となっております。こちらは始末書がついておりまして、申請地の向かいに事業所があり、事業所で使用している車両を既に置いている状況だったため、追認案件として始末書付きの申請となっております。こちらの農地区分は周辺が宅地に囲まれているため、第 3 種農地となっております。

整理番号 3 番、為又の 2 筆、合計面積 342 m²。転用目的は一般個人住宅で所有権移転での申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 0.17ha となっております。

整理番号 4 番、我部祖河の 1 筆、面積 502 m²。転用目的は建売住宅で所有権移転の申請となっております。こちらの農地区分は周辺が宅地に囲まれているため第 3 種農地となっております。

整理番号 5 番、屋部の 1 筆、面積 798 m²。転用目的は一般個人住宅で所有権移転の申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地が 1.5ha となっております。

整理番号 6 番、運天原の 1 筆、514 m²。転用目的は駐車場で所有権移転の申請となっております。今回の申請地ですが、周辺農地が 10ha あり農地区部が 1 種農地と判断されます。また、申請者の所在地が転用申請の地域と同一でないため、1 種農地利用の例外規定に当てはまらないとし、許可を認めることは難しいと考えます。

- 事務局 以上 6 件の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請となります。
- 議長 議案第 213 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について異議、質疑はございませんか。
- 委員 3 番 よろしいでしょうか。整理番号 5 番件について一般個人住宅の申請ですが、798 m²は大きいのではないですか。
- 事務局 こちらの件について確認したところ申請地の 1 部が使うことができない傾斜地となっており、申請書上の面積は大きくなりますが、問題ないと判断しています。
- 委員 3 番 ありがとうございます。
- 議長 他に異議、質疑はございませんか。
- 委員 なし
- 議長 ないようなので議案第 213 号農地法第 5 条 1 項の規定による許可申請について 1 番～5 番を可決、6 番を否決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし

(議案第 214 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

- 議長 議案第 214 号 農用地利用集積計画の意見決定について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 令和 5 年 8 月 18 日付、名護市長より農業委員会会長宛てに「農用地利用集積計画の決定について (依頼)」がございました。今回、利用権設定者が譲渡人 5 名、譲受人 4 名。設定筆数 8 筆、合計面積 8,350 m²。内、賃借権 4 筆、使用貸借権 2 筆、所有権移転 2 筆となっております。詳細につきましては担当より説明がございました。よろしくをお願いします。
- 農地係 整理番号 1 番・2 番、5 年間の使用貸借権、予定作物はパパイヤ・バナナ。新規 30 歳。従事予定者 1 名、従事日数 150 日。

農地係 整理番号 3 番、所有権移転、予定作物果樹。73 歳。予定従事者 2 名、
従事日数 250 日。

整理番号 4 番、所有権移転、予定作物バナナ。73 歳。従事予定者 2 名、
従事日数 250 日。

整理番号 5 番・6 番、5 年間の貸借権、こちらは農地中間管理事業にお
ける沖縄県農業振興公社の借り受けで更新となっております。

整理番号 7 番・8 番、5 年間の貸借権、こちらは 5 番・6 番と同一の農
地となっており、集積計画一括方式による貸付です。予定作物牧草。44
歳新規。従事予定者 1 名、従事日数 150 日。

以上 8 件の農地利用集積計画の意見決定についての報告となります。

議長 議案第 214 号農用地利用集積計画の意見決定について異議、質疑はござ
いませんか？
無いようなので 1 番～8 番まで全て可決してもよろしいでしょうか。

農地係 異議なし

(議案第 215 号 非農地証明願について)

議長 次の議題へ移ります。議案第 215 号非農地証明願について事務局より説明お
願いします。

事務局 議案第 215 号非農地証明願について。案件は今月 3 件ございます。担当調査
員より説明お願い致します。

調査員 はい。議案第 215 号非農地証明願について説明させていただきます。

調査員 整理番号 1 番、伊差川の 1 筆、農振農用外、面積 604 m²。当該申請地は進入
路のない袋地のため 20 年以上前から農地としての利用がされておらず、農
地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 2 番、伊差川の 2 筆、農振農用外、合計面積 1,191 m²。当該申請地

調査員 は進入路がなく他者所有地の進入許可が得られないことから、農地としての活用は困難であるため証明相当と判断する。

整理番号 3 番、大川の 2 筆。農振農用内、合計面積 6,238 m²。当該申請地は数十年以上農地としての利用はなく山林化した傾斜地であるため農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

以上 3 件非農地証明願についての申請となります。

議長 議案第 210 号非農地証明願について異議、質疑はございませんか。

委員 4 番 整理番号 1 番・2 番の案件ですが、進入路のない袋地との報告でしたが、全て袋地の申請は非農地証明相当と判断するのでしょうか。回答をお願いします。

事務局 整理番号 1 番・2 番について現地調査を行ったところ周囲に他者所有の建築物が建っていて対象地に入ることができない状態となっており、農地として利用したくてもできない状態にあるため証明相当と判断しました。

委員 25 番 当該地の接する道路の所有者を調べていますか。

事務局 今回の件について周辺の所有者を調べたところ、申請者とは異なり、対象地への進入は困難と判断しました。

委員 25 番 ありがとうございます。

議長 他にございませんか？他にないようなので、議案第 210 号非農地証明願について 1 番～3 番については可決してもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(報告 農用地利用促進計画案に関する意見について)

議長 次に農用地利用促進計画案に関する意見についての報告を事務局から説明をお願いします。

農地係 農用地利用促進計画案に関する意見についての報告させていただきます。

農地係

整理番号1番、呉我の1筆、農振農用内、面積5,409㎡。3年3ヶ月の機構法貸貸借による貸付となります。予定作物は観葉植物となります。申請者については担当委員より説明をお願いします。

はい。申請者は37歳で5人雇用しており、従事日数は250日従事となっております。当該農地の近隣で観葉植物の生産に取り組んでおり、人・農地プランにおいては、屋部地区での中心経営体に位置付けられております。また今後、呉我地区で経営拡大を考えておられます。

以上農用地利用促進計画案に関する意見についての報告となります。

(閉会)

議長

以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。これをもちまして、第36回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会

議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 比嘉 清隆 印

署名委員 仲原 由香里 印